

Title	〔商法三七六〕 保証債務の履行により手形を取得した者に対し信義則上融通手形の抗弁の対抗が認められた事例 (大阪地裁平成四年一〇月二八日判決)
Sub Title	
Author	渋谷, 光義(Shibuta, Mitsuyoshi) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.2 (1998. 2) ,p.117- 133
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980228-0117">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980228-0117</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔商法 三七六〕

保証債務の履行により手形を取得した者に対し  
信義則上融通手形の抗弁の対抗が認められた事例

（大阪地裁平成四年一〇月二八日第一〇民事部判決  
平成二年の第八七〇号、平成二年の第八七九号  
約束手形請求事件（異議申立）、請求棄却（控訴）  
判例タイムズ八一―一〇頁

〔判示事項〕

代位弁済によって信用金庫から手形を取得した者であっても、手形振出人に対して手形金の請求を行うことは、本件の場合、信義則上、手形振出人から金融を得られた者自身が手形金の請求を行う場合と同一視することができ、手形振出人は融通手形の抗弁をもって対抗することができる。

〔参照条文〕

民法四六四条・同法五〇〇条・同法五〇一条・手形法一七条・同法四七条・同法七七条

〔事実〕

A会社は、昭和五六年二月頃に設立されたビニール製品

等の製造販売を目的とする株式会社である。A会社の代表

取締役Cの実兄Xは、昭和五九年頃からA会社において働くようになり、経理及び事務関係の処理を担当し、XはA会社の役員ではなかったが、同社において「専務」と呼ばれ、金融機関に対する融資の依頼等の折衝はXが中心となっており行っていた。しかも、XはA会社がB信用金庫に対して一切の債務について連帯保証をなし、さらにA会社のB信用金庫の債務を担保するために、X所有の土地・建物に極度額合計二億八千万円の根抵当権を設定していた。

昭和六三年三月末頃、A会社の資金繰りが行き詰まり、手形の不渡りを出す恐れが生じたため、A会社の倒産を防

ぎ、根抵当権を設定した自己所有の物件を保全するために、Xが中心となってB信用金庫、Y会社、C会社の各代表者らと資金繰りについて協議し、その結果、Y会社ら三者に対して融通手形の振出を継続することによる資金援助の継続を要請するとともに、手形の割引先であったB信用金庫からも手形割引の継続についての同意を得た。

本件各手形は、Y会社が訴外A会社の資金繰りを援助するためにA会社に対して振り出した、いわゆる融通手形であるが、A会社はB信用金庫において本件各手形の割引を受けていた。しかし、平成二年九月五日にA会社は二回目の不渡りを出して事実上倒産したために、A会社のB信用金庫に対する一切の債務につき保証限度額の定めのない連帯保証人であったXは、平成二年九月二五日、本件各手形の買戻義務を含むA会社のB信用金庫に対する債務合計一億二千万円をB信用金庫に対して弁済し、B信用金庫は本件各手形の第一被裏書人欄を抹消した上でXに交付し、Xは本件各手形を取得した。

本件手形判決（大阪地裁平成二年一月二〇日判決・判例タイムズ七五二号一八一頁）は、XとA会社が実質的に一体とまでは解することはできないとし、融通手形の授受がなされた場合の融通者は被融通者に対する保証人として

の実質を有すると解するのが相当であるから、被融通者において融通手形を担保として金融を受けた場合における被担保債務の手形外の保証人と担保に供された融通手形の振出人との関係は、主たる債務者に対する保証人が複数の場合を類推するのが相当であるとした上で、XがB信用金庫に代位することができる範囲は、民法四六五条、四四二条、四四四条の類推適用によって弁済額の二分の一であるとして、Xの請求を二分の一の限度で認容した。

Xが異議を申し立てたため、通常訴訟に移行した。通常訴訟移行後、XはYに対して本件各手形金の支払を請求したところ、Yは抗弁として、XがA会社の代表取締役Cの実兄であり、かつA会社の経理面における責任者として本件各手形を含む融通手形の振出をY会社に依頼していた者であり、さらにXはA会社のB信用金庫に対する債務につき連帯保証し、Xの土地・建物に債権者をB信用金庫とする極度額二億八千万円の根抵当権を設定していた、という事情からすれば、XはA会社と実質的に一体と見られる関係にあるから、Y会社のA会社に対する融通手形の抗弁の対抗を受けると、主張した。

〔判旨〕

請求棄却

「A会社の代表者Cの実兄としての身分関係、A会社の取引銀行で主たる手形割引先であるB信用金庫に対してA会社のために包括な連帯根保証をするとともに、取引の推移に応じて極度額合計三億二千六〇〇万円にのぼる根抵当権を設定してきたという人的担保の設定状況、専務と称して対外的な折衝を行い、A会社の資金繰りについて中心的役割を果たしていた等に鑑みれば、XはA会社の共同経営者かそれに近い立場にあったと解し得るのであり、これに加えて、A会社に対する融通手形の振出という形によって考えた資金計画に基づいてX自身がこれを行っており、これは前記のとおり担保権を設定した自己の所有物件の保全をも目的とした行為であったのであるから、XとA会社は本件各手形の振出に関して密接に経済的利害を共通にするものであるといえる。したがって、Xは地位弁済によってB信用金庫から本件各手形を取得したとはいえず、XからY会社に対して本件各手形の請求を行うことは、信義則上、Y会社から金融の便宜を与えられたA会社自身が本件各手形の請求を行う場合と同視することができ、Y会社は、A会社に対する融通手形の抗弁をもってXに対抗することができるといふべきである。」

## 〔研究〕

## 結論的賛成

一 銀行が手形割引によって所持している手形につき割引依頼人あるいは手形の主債務者に信用の悪化を示す一定の事由が生じた場合には、銀行は与信取引によって投下した資金を遡求権の行使によって回収するのではなく、割引依頼人に対する手形の買戻請求権によって回収するのが通常である。その際、銀行は手形の買戻請求権を確保するために保証人を立てたせ、割引依頼人が手形の買戻に応じられない場合には、保証人に手形を買い戻させることが多い。本件においても、A会社がB信用金庫に対して負担する一切の債務についてXが連帯保証人となり、XはB信用金庫に対する保証債務を履行してB信用金庫から本件各手形を代位取得し、振出人たるYに対して手形金請求している。

本判決によれば、①XがA会社の共同経営者かそれに近い関係にあったこと、②A会社に対する融通手形の振出という形によるYの資金援助の要請については、Xが中心となつて考えた資金計画に基づいてX自身が行っていたこと、③XはA会社の債務につき自己所有の物件に根抵当権を設定しており、YのA会社の対する融通手形の振出依頼による資金繰りはX所有の物件の保全を目的とした行為であつ

たことを根拠として、XとA会社が本件各手形の振出ついで密接に経済的利害を共通にすることを認定することによって、XがB信用金庫に対して負担する連帯保証債務を履行し、B信用金庫から本件各手形を代位取得して、XがYに対して手形金請求する場合を、信義則上、A会社自身がYに対して手形金請求する場合と同一視することができる構成し、YがA会社に対して有する融通手形の抗弁をもってXの手形金請求に対抗することができる」と判示して、XのYへの手形金請求を棄却している。

本判決は、その理論構成上、最高裁判昭和五二年九月二二日第一小法廷判決（判例時報八九六号九七頁）と同一線上にあるものと評価することができる。最高裁判昭和五二年判決の事案の概要は以下の通りである。Y会社はA会社に機械の製作を依頼し、その報酬の前渡金として約束手形を振出交付した。A会社は手形をB銀行に裏書譲渡した。B銀行への右手形の裏書は、A会社がB銀行から単名のいわゆる親手形によって手形貸付を受けた際に、その債務の担保として差し入れたものである。その後、A会社が倒産したために、YA間の契約は解除された。そこでB銀行は、B銀行とA会社との銀行取引の連帯保証人であり、しかもA会社の代表取締役であるX<sub>1</sub>およびその娘X<sub>2</sub>の預金をA会社

に対する手形貸付債権をもって相殺したうえで、B銀行は期限後の無担保裏書で右約束手形をX<sub>1</sub>X<sub>2</sub>に返還した。Yに對するX<sub>1</sub>X<sub>2</sub>の手形金請求に対して、最高裁判所は次のように判示し、X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>の上告を棄却した。すなわち「X<sub>1</sub>らが訴外A会社の訴外B銀行に對する借入金債務をその連帯保証人としてA会社に代わつて返済し、右の債務の担保としてB銀行がA会社から裏書譲渡を受けていた本件手形をB銀行が無担保裏書のうえX<sub>1</sub>らに交付したことにより、X<sub>1</sub>らが本件約束手形の所持人になつたのであるが、A会社はその代表取締役であるX<sub>1</sub>が主催するワンマン会社ないしは同族会社であつて、A会社とX<sub>1</sub>とは密接に経済的利害を共通にするものであり、また、X<sub>2</sub>はX<sub>1</sub>の三女で、本件約束手形に関する限りX<sub>1</sub>とは實質上も經濟上も一体とみることができ、關係にあるほか、B銀行は当初A会社から債権を回収する方針であつたが、Yの申請に基づきB銀行とA会社における本件約束手形の引渡を禁止する旨の仮処分決定が発せられたため、X<sub>1</sub>らにA会社の借入金の返済を求め、X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>らがこれを返済してB銀行から本件約束手形の交付を受けるに至つたものである。このような原審の認定のもとにおいては、本件約束手形のB銀行からX<sub>1</sub>らへの裏書は、信義則上、B銀行からA会社への戻裏書と同一に評価すべきであ

るとし本件約束手形の振出人であるYは、A会社に対抗することができ人的抗弁をもって、善意のB銀行の介在にもかかわらず、X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>らに対しても対抗することができるものとした原審の判断は、正当として是認することができる」と判示した。

最高裁昭和五二年判決は、X<sub>1</sub>とA会社との密接経済的利益関係を認定し、B銀行からX<sub>1</sub>X<sub>2</sub>への裏書を、信義則上、B銀行からA会社への戻裏書と同一視することによって、YはA会社に対する人的抗弁をもってX<sub>1</sub>らの手形金請求に対抗することができる」と判示しているが、ここで問題となるのが「B銀行からX<sub>1</sub>X<sub>2</sub>への裏書を、信義則上、B銀行からA会社への戻裏書と同一に評価する」ということの意味である。この点につき、最高裁昭和五二年判決が、X<sub>1</sub>とA会社とを実体的にも同一視しているが故に、B銀行からX<sub>1</sub>X<sub>2</sub>への裏書をB銀行からA会社へ戻裏書と同一視していると解釈することはできない。なぜなら、X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>とA会社とを実体的にも同一視するためには、A会社の法人格を否認しなければならぬからである。法人格の否認の法理について、最高裁は昭和四四年二月二七日第一小法廷判決（民集二三卷二号五一頁）において「法人格が全くの形骸に過ぎない場合、またはそれが法律の適用を回避するために濫

用されているが如き場合においては、法人格を否認すべきことが要請される場合を生じる」と判示して、法人格否認の法理の適用基準をかなり明確に示している。しかし、最高裁昭和五二年判決の判決理由からは①法人格の形骸化、②法人格の濫用という言葉を見つけ出すことはできず、同判決が法人格否認の法理を採用していると考えすることはできないから、それ故に、同判決がX<sub>1</sub>X<sub>2</sub>とA会社とを実体的にも同一視していると解することもできない。このように考えると、最高裁昭和五二年判決は、むしろX<sub>1</sub>X<sub>2</sub>とA会社とは法的には別人格であることを前提として、何らかの實質関係によってYとX<sub>1</sub>X<sub>2</sub>との間に人的抗弁事由が基礎づけられているが故に、B銀行からX<sub>1</sub>X<sub>2</sub>への裏書を、信義則上、B銀行からA会社への戻裏書と同一視するという構成を採用し、YがA会社に対して有する人的抗弁をもってXの手形金請求に対抗することができる」と判示することによって、同一の目的を達成しているものと考えられる。

というのも、最高裁昭和五二年判決の第一審である大阪地裁昭和四八年三月二十九日判決（判例時報七〇九号九三頁）も、B銀行からX<sub>1</sub>X<sub>2</sub>への裏書を、信義則上、B銀行からA会社への戻裏書と同一に評価し、YがA会社に対して有する人的抗弁事由をもってX<sub>1</sub>X<sub>2</sub>の手形金請求に対抗する

ことができる」と判示しているが、大阪地裁昭和四八年判決が右のような構成を採用した基礎には「仮に $X_1$ および $X_2$ が、A会社とは別個の独立した手形上の権利を本件裏書により取得したとしても、その基礎の關係は、保証人としての代位弁済にあり、そしてそれにより $X_1$  $X_2$ が、銀行に代位してその権利を行使できるという法律關係の意味は、銀行の有せし権利の行使自体に重点があるのではなく、代位弁済した保証人がその求償権を満足するため、その手段として債権者の有せし権利を行使できるとの点に求めるべきであり（民法五〇一条参照）、しかもかかる場合銀行の有せし権利とは、通常手形の買戻請求権ないし受戻請求権を元来の本体とすることも併せ考えると、保証人の求償として、これを主債務者に求めるのは格別、善意の銀行の有せし手形上の権利一般という外形を利用して、主債務者以外、しかも主債務者に対し支払拒絶の抗弁権を有する第三者にまで無制限に——即ち人的抗弁の制限を受けずに——その求償権を及ぼし得るとすることは、前叙制度の趣旨・範圍を逸脱するものとして、衡平の原理からも、これを許容し難い」という事情が存在していることを挙げている。すなわち、大阪地裁昭和四八年判決が、B銀行から $X_1$  $X_2$ の裏書を、信義則上、B銀行からA会社への戻裏書と同一視し、 $X_1$  $X_2$ の

Yに対する手形金請求を棄却したのは、① $X_1$  $X_2$ がA会社の連帯保証人として保証債務を履行したことに基づいて手形をB銀行から代位取得したのであり、②法定代位は主債務者たるA会社に対する弁済者 $X_1$  $X_2$ の求償権を満足するために行われるものであるから、③善意の銀行が有した手形上の権利一般という外形を利用して、他主債務者たるA会社に対して人的抗弁事由を有する第三者Yに対して求償権を及ぼし得ることは代位制度の趣旨・範圍を逸脱し、衡平の原理に反する、という不都合を排除するための構成であると評価することができる。

このように、最高昭和五二年判決および大阪地裁昭和四八年判決が、B銀行から $X_1$  $X_2$ への裏書を、信義則上、B銀行からA会社への戻裏書と同一視するという構成を採用したのは、右のような実質關係が存在していることを考慮した結果である。それ故に、本判決が、Xの手形金請求を、信義則上、A会社の手形金請求と同一視するという構成を採用することによって、YはA会社に対して有する人的抗弁をもつてXの手形金請求に対抗することができる」と判示したことに對しても、右のような実質關係が存在していることを考慮しなければならぬ。

二 本件においては、YとA会社との間に人的抗弁事由が

存在し、かつ、割引依頼人たるA会社のB信用金庫に対する一切の債務についての連帯保証人としてXが保証債務を履行し、B信用金庫から本件各手形を代位取得した場合に、右のような実質関係によってY・X間に人的抗弁事由が基礎づけられるのか否かについて検討しなければならない。

そして、本件では、YがA会社の資金繰りを援助するために融通手形を振り出しているから、Y・A間の人的抗弁事由として、いわゆる融通手形の抗弁が問題となっている。したがって、本稿においては、まず初めに(一)融通手形の抗弁の問題について検討し、続いて(二)割引依頼人A会社の連帯保証人としてXが保証債務を履行し、B信用金庫から手形債権を代位取得したことの法的評価の問題について検討することにより、右のような実質関係がY・X間に人的抗弁事由を基礎づけるのか否かについて考えてみたい。

(一) 融通手形とは、例えば、AがBをして第三者から金融の融資を受けさせるために、約束手形を振り出すなど、自分(A)の信用を満期まで他人(B)に利用させるために、振出、引受などの手形行為がなされた手形のことを言い、商取引を原因関係として振出等がなされる商業手形に對する言葉である(鈴木竹雄「前田庸・手形法・小切手法(新版)二六五頁、大隅健一郎「融通手形の抗弁」法律時

報三四卷一〇号七六頁、大隅健一郎「河本一郎・注釈手形法・小切手法一九三頁、高窪利一「融通手形」手形法・小切手法講座第二卷一九六頁)。こゝでも、本件と同様に、融通手形として約束手形が振り出された場合を想定して考えることにしたい。

およそ人が債務負担という出捐(Zuwendung)をなす場合には、必ずある一定の目的(Zweck)を追求する(Hugo Krebs, Lehrbuch des Allgemeinen Schuldrechts, 1929, S. 35; Hermann Weimauer, Die abstrakten Verpflichtungen und das Problem des Rechtsgrundes, in: Wertpapierrecht, Bericht über das 8. Gemeinsame Seminar der Juristischen Fakultäten Montpellier und Heiderberg, 1978, S. 24ff. 拙稿「無因債務とその法律上の原因」法学雑誌 tätomenent (タートンスマン) 第一号五八頁以下)。換言すれば、人はある一定の目的を達成するための手段として債務負担という出捐をなす。この点は手形行為の場合も同様であり、例えば、人が約束手形の振出という無因的債務負担行為をなす場合には、必ずある一定の目的を追求する。この目的が人に出捐を為すに至らしめたものであるから、出捐行為の原因(Causa)と呼ばれ、出捐によって追求された間接的な法律効果として、口

「マ法以来、贈与原因 (causa donandi)」、与信原因 (causa credendi)」、并済原因 (causa solvendi) という三類型が考えられてきた (Harm Peter Westermann, Die causa im französischen und deutschen Zivilrechts, 1967, S. 57; Weitnauer, a. a. O., S. 29.)。したがって、人が約束手形の振出という手形行為をなす場合にも人は必ず右三類型のうちの何れかの目的原因を追求することになる。しかし、約束手形の振出は無因行為であるから (手形法七五条二号)」、手形債務負担によって当事者が達成しようとした目的原因は手形行為の成立要件から捨象されており、それは手形行為の外部に観念される (Pia Prantl, Die Abstraktheit des Wechsels, 1989, S. 22; Andreas von Tuhr, Zur Lehre von den abstrakten Schuldverträgen nach dem BGB, in: Festschrift zu August Sigmund Schlözer, 1903, S. 31; Werner Flume, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts, Band II, Das Rechtsgeschäft, 3. Aufl., 1979, S. 153. 小橋一郎・手形法・小切手法九頁、木内宜彦「原因関係と手形抗弁 (本論)」手形抗弁の理論六〇頁以下)。すなわち、この場合には「何のために手形債務が負担されるのか」という手形授受当事者間の目的の合意 (Zweckvereinbarung) は手

形行為の外部において合意される。

融通手形が振り出される場合には、おそらく融通者・被融通者間では手形行為の外部において与信目的が合意されるのであろうが、その内容としては、当該手形を融通目的に利用する旨の合意とともに、一般に、第三者による融資が得られた場合には、支払期日までに被融通者が支払資金を準備して融通者に提供し、被融通者が計算を負担すべきこと、および、融通目的が達成されなかった場合には、速やかに手形を回収し、融通者に返還すべきことが合意される (高窪・前掲一九八頁、野津務「判例融通手形法 (一)」民商法雑誌一二巻一号六九頁、鈴木・前掲二六六頁、大隅・前掲七六頁、今井宏「融通手形の抗弁」商法演習 III 二二頁以下)。

約束手形の振出を典型とする無因的債務負担行為の場合には、債権の安固性・確実性や債権者の地位の強化のために当事者間で合意された目的が法技術的にその成立要件から一旦は捨象されるけれども、そこで合意された目的は完全に無視されてしまうことにはならない。すなわち、無因的債務負担行為の成立要件のところでは一旦は捨象された目的は、後になって法律上の原因 (Rechtsgrund) という形に姿をかえて再び登場する (von Tuhr, a. a. O., S.

31.)。すなわち、当事者間で合意された目的が到達される場合には、手形債務の法律上の原因がもたらされ、手形法一七条本文の人的抗弁は排除される。これに対して、当事者間で合意された目的が到達されない場合には、手形債務の法律上の原因が欠缺し、手形法一七条本文の人的抗弁が基礎づけられる (Wolfgang Zöllner, Wertpapierrecht, 14. Aufl, 1987, S. 31f; Franz Schnauder, Einreden aus dem Grundverhältnis gegen den ersten Wechsel- und Scheckgläubiger, JZ 1990 S. 1048; Bernd Müller-Christmann/Franz Schnauder, Grundfälle zum Wertpapierrecht, Jus 1991 S. 209f.)。つまり、無因行為の場合には、当事者間で合意された目的の到達を無視するのはなく、たんに目的の合意 (Zweckvereinbarung) および目的の到達 (Zweckerreichung) が後回しに (Zurückstellung) されているに過ぎない (Krebs, a. a. O., S. 46)。

したがって、融通手形の振出の場合にも、融通者と被融通者との間で合意された融通目的が到達される場合には、手形債務は法律上の原因を有するものとして、手形法一七条本文の人的抗弁は排除され、債権者たる被融通者は当該手形債権を確定的に保有することができる。これに対して、

当事者間で合意された融通目的が到達されない場合、例えば、手形の満期までに被融通者が融通者に対して支払資金を提供しない場合には、手形債務の法律上の原因が欠缺し、当事者間に手形法一七条本文の人的抗弁が基礎づけられる。このように考えて来ると、融通手形であること自体が手形法一七条の人的抗弁事由を構成することにはならない。むしろ、融通者・被融通者間で合意された融通目的の不達成が人的抗弁を基礎づけるのであり、従来融通手形の抗弁として考えられてきた問題はすべて手形法一七条の問題として処理することができる (同旨、倉澤康一郎「判例批評」下級審商事判例評釈 (昭和四五年―四九年) 五六三頁、木内・前掲二二頁以下、田辺光政・手形流通の法解釈一四一頁)。

(二) 債務者以外の者が債務者のために弁済する場合には、弁済者は債務者に対して求償権を取得するのが通常である。例えば、保証人が保証債務を履行する場合には、被保証人に対して求償権を取得する (民法四五九条以下)。保証人は弁済をなすにつき正当の利益を有する者であるから、弁済によって当然債権者に代位する (民法五〇〇条)。代位とは、弁済によって既に消滅した債権及びこれに従たる権利を弁済者に対する関係においてはなお存続するものとし

て、法律上弁済者に移転せしめるものである（岡松參太郎「代位ノ性質」法学志林一〇卷三号九頁、石坂音四郎・日本民法第三編債権第二卷二二七九頁、鳩山秀夫・増訂改版日本債権法（総論）四一九頁、柚木馨・判例債権法総論下卷二六二頁、松坂佐一・民法提要債権総論（第四版）二四〇頁）。したがって、代位の結果、保証人は固有の求償権のほかに債権者が債務者に対して有する権利を有することになる（石坂・前掲二二九九頁、鳩山・前掲四二二頁、松坂・前掲二四〇頁）。民法は求償権の効力を確保するために、この求償権の範囲内において債権者が債務者に対して有していた権利を弁済者に移転するものとしたのだから（石坂・前掲二二七四頁、我妻榮・新訂債権総論二四七頁、柚木・前掲二六八頁、於保不二雄・債権総論（新版）三八四頁、松坂・前掲二四〇頁）、債権者に代位した者は、自己の権利に基づき求償をなすべく範囲内において、債権の効力および担保として債権者が有した一切の権利を行うことができる（民法五〇一条本文）。それ故に、債権者に代位した者は、債権者が有した一切の権利を行使することができるとしても、それはあくまでも自己が有する求償権の範囲に限定されることに注意しなければならない。

本件では、XはA会社のB信用金庫に対する一切の債務

についての連帯保証人となっているから、Y振出の本件各手形にA会社が裏書し、A会社が負担した手形債務を含む銀行取引上の債務についてXが手形外で包括的に民事保証していると考えることができる。したがって、XはA会社がB信用金庫に対して負担する手形の買戻義務のほかに手形の遡求義務に関しても手形外で連帯保証していることになる。そして、Xは割引依頼人たるA会社の連帯保証人として割引人たるB信用金庫に対して保証債務を履行しているから、Xは固有に被保証人たるA会社に対して求償権を取得するとともに、Xは当然B銀行に代位する。これにより、Xは手形上の権利も取得すると解するのが多数説である（大隅〓河本・前掲一四五頁、佐藤庸「手形・小切手の譲渡」手形法小切手法講座第三卷一頁、高鳥正夫・銀行取引判例百選（新版）一三〇頁、菅原菊志「判例批評」判例時報四一〇号八二頁、林靖「判例批評」ジュリスト五八八号九九頁、落合誠一「判例批評」ジュリスト六九六号一五六頁、伊藤壽英「判例批評」金融・商事判例九一八号四五頁、柴崎暁「判例批評」判例タイムズ八五六号七八頁）。

この場合には、Xの約束手形の振出人Yに対する手形金請求が認められるか否かが問題となる。Xによる本件各手形の取得は法定代位に基づくものであるから、Xの手形債

権の行使に関しても、Xが有する求償権の範囲内に制限されることは言うまでもない。一見すると、この場合には、XとYとの間には直接の法律関係が存在しないから、XのYに対する求償権を基礎づける根拠が存在しないようにも見える。しかし、本件では、XはA会社がB信用金庫に対して負担する一切の債務について連帯保証していること、すなわち、A会社がB信用金庫に対して負担する手形の請求義務について手形外で連帯保証していることに注目しなければならぬ。

ところで、手形債務者は所持人の遡求権について合同責任を負っているが（手形法四七条一項）、この合同責任とは、各署名が手形金の全額について責任を負い、しかもその一人の支払いによつて当該債権者に対しては他の者もすべてその責任を免れる関係という（菅原菊志「遡求」手形法・小切手法講座第五卷三九頁）。この合同責任について、ジュネーブ統一条約英語成文では、*jointly and severally* という語を使用し、ドイツ手形法四七条では、*Gesamtschuldner* という語を使用しており、いずれも連帯責任を意味するものと解されている。つまり、この合同責任は一種の連帯責任であるから（高窪利一・手形・小切手法通論〔全訂版〕二九〇頁）、その性質に反しない限り、連帯

債務に関する民法の規定が準用ないし類推することが可能である（伊沢孝平・手形法・小切手法四六九頁、菅原・前掲「遡求」四〇頁、松岡和生「判例批評」財政経済弘報九七四号七頁）。そうすると、XがA会社の遡求義務について手形外で連帯保証している本件においては、連帯債務者の保証人の求償権について規定した民法四六四条により、XがYに対して手形金全額の求償権を有するか否かが問題となる。民法四六四条は「連帯債務者又ハ不可分債務者ノ一人ノ為ニ保証ヲ為シタル者ハ他ノ債務者ニ対シテ其負担部分ノミニ付キ求償権ヲ有ス」と規定し、保証人は保証した債務者に対しては全額求償することができることも、さらに他の債務者に対してもその負担部分についてののみ求償権を有する旨を定めている。すなわち、この規定は保証された連帯債務者が保証人から全額の求償を受けてこれに応じた場合に、他の連帯債務者との間に生ずべき求償関係を簡易に決済するために設けられた便宜的規定であるから（柚木・前掲九三頁、於保・前掲二八一頁、松坂・前掲一八三頁、中川淳・注釈民法（11）債権（2）二八五頁、我妻・前掲四九六頁以下）、保証人が他の連帯債務者に対して求償権を取得するためには、他の連帯債務者が負担部分を有していることが不可欠となる。本件について言えば、

A 会社の遡求義務の連帯保証人として保証債務を履行した X が Y に対して手形金全額の求償権を取得するためには、A 会社とともに合同責任を負う Y が負担部分を有していることが前提となる。つまり、合同責任としての手形債務について負担部分を観念することができると否かが問題となる。この点につき、合同責任としての手形債務は負担部分を予定していないという点において、民法上の連帯債務とは異なるということが指摘されている（小橋一郎「手形債務の民事保証と代位」商法論集Ⅲ手形（2）二六五頁、伊沢・前掲四六九頁、菅原・前掲「遡求」三九頁）。しかし、合同責任としての手形債務について負担部分を観念することとは否定されていない。手形法四七条三項は、「為替手形ノ署名者ニシテ之ヲ受戻シタルモノモ同一ノ権利ヲ有ス」と規定し、遡求義務者の一人が償還する場合には、常に前者に対して再遡求の関係を生ずる旨を規定している。すなわち、ここでは、法律によって合同債務者間の内部関係における負担部分が定められており、手形上の前者の負担部分が手形金全額となり、後者の負担部分が零となるように法定されているのである。この点について、松岡和生教授が指摘されるように「合同責任としての手形債務につき、一般的に負担部分の観念それ自体が否定されているわけでは

なく、この場合には手形上の前者の負担部分が手形金の全額となり、後者の負担部分が零となるとみれば足る」のであり、この場合には「前者はもちろん、後者といえども、たとえその負担部分が零であつても、債権者に対して債務の全額につき独立して履行すべき義務のあることはいうまでもなく、後者はその履行によって前者に対して手形金全額の負担部分に対する求償権を取得する」ことができる（松岡・前掲七頁以下）。

このように合同責任としての手形債務についても負担部分は存在しており、Y A 間に人的抗弁事由が存在しない通常の場合には、Y の負担部分が手形金全額となり、A の負担部分が零となるので、民法四六四条により、X は Y に対して手形金全額の求償権を取得することになる（松岡・前掲八頁）。X が連帯保証債務を履行して B 信用金庫から本件各手形を代位取得したのは、自己が有する求償権の効力を確保するためであり、この場合には、X は Y に対して手形金全額の求償権を有するから、X の Y に対する手形金請求を認容することができる。これに対して、Y A 間に人的抗弁事由が存在する場合には、A 会社が X に手形金全額の弁済をしたとしても、A 会社は Y に対して手形金全額の負担部分の求償権を有することができず、Y A 間に関する限

り、Yの負担部分が零となり、Aの負担部分が手形金全額となるから、民法四六四条により、XはYに対して手形金の求償権を取得することはできない（松岡・前掲八頁）。したがって、この場合には、右事由によってYX間に人的抗弁が基礎づけられるので、XのYに対する手形金請求を認容することはできない。

三 以上のことを踏まえて、本件について検討することにした。本件では、YがA会社の資金繰りを援助するために融通手形を振り出し、A会社はこれを割引のためにB信用金庫に裏書譲渡し、B信用金庫はA会社に対して割引金を交付している。それ故に、たとえYA間にいわゆる融通手形の抗弁が基礎づけられるとしても、手形法一七条本文によってB信用金庫はYA間の人的抗弁から切断された手形債権を取得することになる。XはA会社の連帯保証人として保証債務を履行し、B信用金庫から本件各手形を代位取得しているから、B信用金庫が有していた手形所持人としての地位がXに受け継がれている（高鳥・前掲一三〇頁）。それ故に、Xは被保証人たるA会社の地位とは独立に手形債権を取得することになる。

しかし、XがA会社とは独立にB信用金庫から本件各手形を取得したとしても、そのことから直ちにYがXに対し

て対抗すべき抗弁事由を有していないということにはならない（倉澤康一郎「判例批評」手形法の判例と論理二二二頁）。つまり、Xが本件各手形を取得すると言っても、それはA会社の民事保証人として連帯保証債務の履行によってB信用金庫から代位取得したのであるから、Xの手形債権の行使についてもあくまで代位の原則に従って行われなければならない。

しかし、本件では、YがA会社の資金繰りを援助するために振り出したいわゆる融通手形であることが考慮されなければならない。すなわち、本件各融通手形の振出当事者であるYA間では、通常、当該手形を融通目的に利用する旨の合意とともに、一般に、第三者による融資が得られた場合には、支払期日までに被融通者が支払資金を準備して融通者に提供し、被融通者が計算を負担すべきこと、および、融通目的が達せられなかった場合には、速やかに手形を回収し、融通者に返還すべきことが合意されている。本件では、A会社がB信用金庫から割引金の交付を受けており、第三者による融資が得られた場合に該当するから、A会社はYに対して手形の満期までに手形の支払資金を準備して提供しなければならない。しかし、平成元年九月五日に二回目の手形の不渡りを出してA会社は事実上倒産しているから、手形の支払資金をYに提供するこ

とはできない。そのために、Y A間で合意された融通目的が不到達に確定し、手形債務の法律上の原因が欠缺するから、Y A間には手形法一七条本文の人的抗弁が基礎づけられる。この場合には、A会社がXに手形金の全額を弁済したとしても、A会社はYに対して手形金全額の負担部分の求償権を有することができず、Y A間に関する限り、Yの負担部分が零となり、A会社の負担部分が手形金全額となるから、民法四六四条によって、XはYに対して手形金の求償権を取得することはできない（松岡・前掲八頁）。本件各手形をB信用金庫から代位取得したXが手形債権を行使する場合には、代位の原則に従って行われる必要がある。Xが手形債権を取得したのは保証債務の履行による求償権の効力の確保のためであるから、XがYに対して手形金の求償権を有していない以上、右事由によってY X間に手形法一七条本文の人的抗弁が基礎づけられる。したがって、XのYに対する手形金請求を認容することはできない。

本判決が、Xの手形金請求を、信義則上、A会社の手形金請求と同一視することによって、YがA会社に対して有する人的抗弁をもってXの手形金請求に対抗することができるという構成を採用したのも、XがA会社のB信用金庫に対する一切の債務についての連帯保証人として保証債務

を履行し、B信用金庫から本件各手形を代位取得したXがYに対して手形金請求をなす場合には、①Y A間に人的抗弁事由が存在すること、および、②Xによる本件各手形の取得が民事保証人による弁済による代位であるという二つの事情が、Y X間に直接の人的抗弁事由を基礎づけるといふ民事保証人による弁済による代位の特徴を考慮した結果であるように思われる。

右のような私見に対しては、Y A間の抗弁は手形法一七条本文によってB信用金庫のところで切断されている以上、B信用金庫から本件各手形を代位取得したXはB信用金庫の地位を承継したのだから、XがYに対して手形金請求をする場合にはY A間の人的抗弁の対抗を受ける謂れはない、という批判があるかもしれない。しかし、B信用金庫の介在によってY A間の人的抗弁が切断されていること、前者に対する抗弁事由が、何らかの実質関係によって、取得者にとつても固有の抗弁事由となるか否かということとは別個の問題である（倉澤・前掲二二三頁）。すなわち、本件のように、Y A間に原因関係上の抗弁事由が存在する場合には、Xの手形金請求に対するYの抗弁事由にY A間の原因関係上の抗弁事由が持ち込まれることになるが、実はこの点が民事保証人による手形金償還請求権の行使の特色

であり、手形保証人の手形上の権利の行使の場合とは異なる点であると言わなければならない（手形法三二条三項参照、松岡・前掲八頁）。

四 従来、下級審判決では、融通手形を銀行から買い戻した連帯保証人Xの融通者Yに対する手形金請求に関して、融通手形の振出人Yの地位は、その実質面から見ると、その金額の範囲内で被融通者A会社に対する保証人的な立場にあるから、被保証人A会社の他の連帯保証人Xとの関係では共同保証人の立場と解し、共同保証人間の求償規定に従うべきである、と判示してきた（東京地裁昭和四二年四月二一日判決・金融・商事判例六四号一〇頁、和歌山地裁妙寺支部昭和四六年一月一六日判決・判例時報六五七号八六頁、東京地裁昭和五一年七月一六日判決・判例時報八四〇号一〇八頁、大阪地裁平成二年一月二〇日判決・判例タイムズ七五二号一八一頁）。

しかし、この考え方（共同保証類推説）に対しては、融通手形の振出人Yは経済的地位が保証人に類似しているとはいえず、Yが常に保証の意思を有しているかは定かではない、と批判することができる（河本一郎「融通手形の当事者の法律関係」民商法雑誌七四卷三号五一頁）。さらに、融通者Yが保証の意思を有していたとしても、XとYとの

間に共同保証関係が成立するためには、YB間では保証の趣旨でYが手形債務を負担する旨を合意しなければならない。さらに、共同保証とは、同一の主たる債務について数人が保証債務を負担することであるから（鳩山・前掲三二

一頁、我妻・前掲五〇二頁、柚木・前掲九六頁、於保・前掲二八四頁、松坂・前掲一八五頁）、YX間に共同保証関係を認めるためには、YB間の被担保債務とBX間の被担保債務とは同一のものでなければならない。この場合の被担保債務とは、AB間の遡求義務と手形買戻義務の双方あるいはそのいずれかであると解される。共同保証類推説の立場では、これらの債務を被担保債務として保証の趣旨でYが手形債務を負担することになるが、その他、融通手形が振り出される場合には、振出当事者間では融通手形の振出依託契約が締結されており、当該融通手形が割引のために裏書される場合には、裏書当事者間では手形割引契約が締結されているから、共同保証類推説の立場では、三つの法律関係が錯綜することになり、従来の融通手形についての解釈に比べて、その法律構成が複雑になると言わざるを得ない。さらに、共同保証人類推説の立場を子細に検討すれば、その法律構成に対して根本的な疑問を生ぜしめる場合が存在する。その一例を挙げれば、YがAB間の手形買

戻義務を被担保債務として保証の趣旨で手形債務を負担したという場合である。従来、手形割引の法的性質に関して、いわゆる国対三菱銀行事件（第一審⇨京都地裁昭和三二年二月一日判決・下民集八巻二二〇二二〇二頁、第二審⇨大阪高裁昭和三七年二月二八日判決・高民集一五巻五号三〇九頁）を契機として、手形割引が売買か消費貸借かをめぐって激しく争われ、その結果、昭和三七年八月六日に全国銀行協会連合会による銀行取引約定書ひな型が制定され、手形割引を売買とみる前提のもとに、割引手形の買戻請求権について詳細な規定が置かれた。銀行取引約定書によれば、割引依頼人の手形買戻義務は、①割引依頼人とその保証人の倒産ないし信用悪化の場合には当然にまたは銀行の請求によって割引手形全部について（五条）、②手形主債務者の倒産ないし信用悪化のさいはその者が主債務者となっている手形について当然に（六条一項）、③割引手形について債権保全のために必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行の請求によって初めて発生する（六条二項）。共同保証類推説の立場では、Y B間において、Yが将来発生するA会社の手形買戻義務を被担保債務として保証の趣旨で手形債務を負担する旨が合意されている。したがって、手形の満期までに約定書で定められた前記①②③

の事由が起る場合には、割引依頼人A会社の手形買戻義務が発生し、Y B間で合意された保証目的（担保目的）が到達されるから、手形債務の法律上の原因がもたらされ、Y B間には手形法一七条本文の人的抗弁は排除される。これに対して、手形の満期までに前記①②③の事由が起らない場合には、手形割引依頼人の買戻義務が発生せず、Y B間で合意された保証目的（担保目的）が到達に確定するから、手形債務の法律上の原因が欠缺し、Y B間に手形法一七条本文の人的抗弁が基礎づけられる。この場合には、共同保証人類推説の立場では、YはXの手形金請求を拒絶することができることになるが、この結論は融通手形についての従来の解釈とは全く正反対の解釈になってしまう。この点は、共同保証類推説がその法律構成について根本的な問題を内含していることを如実に示す一例であるように思われる。

五 私見の立場を要約すれば、XはA会社のB信用金庫に對する一切の債務についての連帯保証人として保証債務を履行して、B信用金庫から本件各手形を代位取得しているから、Xは手形上の権利をB信用金庫から承継取得している。しかし、Yの抗弁の問題としては、①本件各手形がA会社の資金繰りを援助するためにYが振り出した融通手形

であるということ、および②Xによる手形債権の取得は、民事保証債務の履行による求償権の効力を確保するためのものであるという二つの事情が考慮されなければならない。すなわち、本件では、A会社がYに対して手形の満期までに手形の支払資金を提供することができなかったために、YA間で合意された融通目的が不到達に確定するから、手形債務の法律上の原因が欠缺し、YA間には手形法一七条本文の人的抗弁が基礎づけられる。この場合には、合同責任としての手形債務について、YA間に関する限り、Yの負担部分が零となり、A会社の負担部分が手形金全額となるから、民法四六四条により、XはYに対して手形金の求償権を有することはできない。本件において、Xが本件各手形債権を取得したのは保証債務の履行による求償権の効力の確保のためであるが、XがYに対して手形金の求償権を有していないから、右事由によってYX間には手形法一七条本文の人的抗弁が基礎づけられるので、XのYに対する手形金請求を認容することはできない。

渋谷光義